

被扶養者の資格確認調査を行います

平成30年8月頃、**特別認定されている被扶養者**を対象に行います。

詳細については、所属所長あてに通知します。



調査対象者

扶養手当を受けていないが、被扶養者として認定されている方が「対象者」です。
当共済組合から所属所長あてに「調査対象者一覧表」を送付します。

調査内容

被扶養者としての認定要件が満たされているかを確認します。

確認ポイント

- パート・アルバイト収入がある方**
収入が所得限度額（年額130万円又は月額108,334円）を超えていませんか？
- 公的年金を受給している方**
年金額の改定、パート等で、所得限度額（年額180万円又は月額15万円）以上の収入がありませんか？
- 雇用保険を受給している方**
月額3,612円以上の失業保険を受給していませんか？
- 組合員と別居している方**
仕送り額が、別居している被扶養者（父母等）の全収入の3分の1を下回ってませんか？
- 夫婦共同扶養者の場合**
配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？

事前に準備できる書類

- パート・アルバイト収入がある方**
「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」（平成30年1月から12月まで記載）様式第2号
「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」（様式第2号）を提出できない場合は、実績のある給与明細書（写）を提出してください。
- 公的年金を受給している方**
平成30年度の年金額は、平成29年度から据置きとなったため、「年金改定通知書」は送付されていません。
よって「年金支払通知書」又は、「年金振込通知書」等の（写）をご準備ください。（平成30年6月に送付されています。）
なお、年金額に変更があった方は、「年金額改定通知書」が発行されていますのでその（写）をご準備ください。
複数の実施機関から受給している方は、すべての「通知書」の（写）をご準備ください。
（参考）日本年金機構からの通知は、葉書で送付されます。
公立学校共済組合本部からの通知は、封書で送付されます。
- 事業等所得、農業所得、その他の所得がある方**
平成29年分確定申告書及び収支内訳書（写）
* 税務署（税申告の場合は市町村）の受付印を押したもの（受付日が確認できる書類）

確認後認定

要件に満たないとき

速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。取消申告に基づいて、「資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険等に加入してください。

注意

認定取消日後に当共済組合から給付された医療費等を返還していただくことになります。
この機会に、被扶養者の収入を事前に把握してください。